



平成 30 年 7 月豪雨により被災された方々を受け入れ支援します

雲南市

平成 30 年 7 月豪雨において被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。雲南市では、被災された方々を市内に受け入れ、雲南市独自の生活支援金の支給、市営住宅への入居と家賃免除、児童・生徒及び就学前児童の転入支援などを行うこととしました。市民の皆様のご親戚、知人の方で、被災地で不自由な思いをされている方がいらっしゃいましたら、支援の総合相談窓口である「雲南市役所うなん暮らし推進課」にご相談ください。

※下の表ならびに裏面に具体的支援内容を記載しています。総合相談窓口以外に、各支援担当課のお問い合わせ先も記載していますので、ご確認ください。

【ご注意】雲南市の支援制度につきましては、平成 30 年 7 月豪雨により従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地からの避難を検討され、平成 31 年 6 月 30 日までに雲南市へ転入または賃貸借住宅等へ入居される世帯（者）が対象です。支援制度の手続き（入居等を含む）が完了してから 1 年間を限度として各支援を受けることができます。
(※住宅が全壊、半壊等の被害とは、平成 30 年 7 月豪雨により居住の自治体から罹災（りさい）証明書または被災証明書が発行される被害をさします。)

雲南市受入被災者生活支援金

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方々が、被災地から避難して雲南市に居住された場合に、当面の生活支援金を支給することで、その方の生活再建を支援します。

対象者

- ①平成 30 年 7 月豪雨により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から雲南市に避難した世帯（者）
- ②支援金の交付を申請した日から 1 か月以上の期間、雲南市内の賃貸借住宅等（市営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）

上記①②の両方を満たす世帯（者）で、平成 31 年 6 月 30 日までの入居者が支給対象となります。

※市内の親類宅や知人宅、ホームステイなどで一時避難している世帯（者）は、賃貸借住宅等へ入居した時点で支給対象となります。

支給額・支給期間

一世帯につき、一月 2 万 5 千円（世帯構成員が 1 名の場合は一月 1 万 2 5 0 0 円）を入居した月から起算して一年間を限度として支給します。

※入居した月から、二月に 1 度、2 か月分を 6 回支給します。支援金の支給途中で転出された場合は、その時点で支給終了となります。

（世帯は 5 万円を 6 回、世帯構成員が 1 名の場合は 2 万 5 千円を 6 回支給することになります。）

※支援金を受給されていた世帯が市外に転出し、再転入しても再度の支給対象とはなりません。

※家族が時期を分けて市内に来られた場合でも一世帯となります。

注意事項

支援金支給を申請する場合は、次の書類等が必要となります。

- 被災確認・本人確認
 - ・罹災証明書等→無い場合は「面談」による状況確認（後日罹災証明書等を提出）
 - ・運転免許証や健康保険証など本人及び被災住所地が確認できるもの
- 市内居住確認
 - ・住民票、入居契約書、賃貸借契約書

※支給後に支給要件を満たさない事実が判明した場合は、支援金を返還して頂く場合があります。

●総合相談窓口 雲南市役所政策企画部

うなん暮らし推進課内

「被災者受け入れ総合相談窓口」

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

電話 0854-40-1014 FAX 0854-40-1019

児童・生徒及び就学前児童の支援

1. 雲南市に避難し、居住され、市内の小学校・中学校に就学を希望される方を支援します。

[支援内容]

- (1) 転入に必要な書類の簡素化 就学を希望される場合、基本的な記入事項は申し出により手続きを行うことができます。
- (2) 就学に必要な支援金の支給 学用品費及び学校納付金等を1年間支給します。また、給食費を1年間免除します。
- (3) 無償教科書の申請・支給 必要な教科書を無償でお渡しします。
- (4) 転入児童・生徒の身体的、精神的ケアの支援 被災に伴う児童生徒の心のケアや健康相談を行います。また、必要に応じてカウンセラーを配置します。
- (5) 放課後児童クラブの利用料免除 1年間免除します。(対象：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生)

2. 雲南市に避難し、居住され、市内の保育所・幼稚園・こども園に入園(所)を希望される方を支援します。

[支援内容]

- 幼稚園・こども園(1号児) 住民登録をされた場合は、保育料及び給食費を1年間免除します。
※1号児：お子さんが満3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼稚園時間)を希望される場合
- 保育所・こども園(2・3号児) 住民登録をされた場合は、保育料を1年間免除します。住民登録をされない場合でも、一時預かり保育の利用料を1年間免除します。
※2号児：お子さんが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、利用先として保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合
※3号児：お子さんが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、利用先として保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合

問い合わせ 詳細については次の窓口にお問い合わせください。

[小学校・中学校] 教育委員会学校教育課 電話 0854-40-1072 FAX 0854-40-1079

[保育所・幼稚園・こども園・放課後児童クラブ] 子ども政策局子ども政策課 電話 0854-40-1044 FAX 0854-40-1079

市営住宅への入居と家賃支援

[雲南市営住宅]

市が管理する市営住宅への入居が可能です。

- 提供可能な市営住宅は随時変わりますので、最新の情報は次の窓口へお問い合わせください。

■提供の条件

1. 家賃：全額免除
2. 敷金：免除
3. 連帯保証人：不要
4. 支援期間：1年間

- 入居者の資格 平成30年7月豪雨の被災者であることを、罹災証明書により確認します。

※空室の状況については、今後変動する場合がありますので、申し込みに際しては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ

建設部建築住宅課 電話 0854-40-1065

FAX 0854-40-1069